法務省矯正局

第4回第三者委員会(令和5年2月24日開催)配布資料10からの変更点等

第1 不適正処遇を行った関係職員等について

1 不適正処遇を行った関係職員について【変更なし】

「身体に対する不適切な実力行使」及び「その他の不適正処遇」(以下両者を併せて「不適正処遇」という。)を行った関係職員については、変更なし。

2 不適正処遇の合計件数の変更【421件から419件に減少】

- 身体に対する不適切な実力行使について【4件増加】
 - ・ 95件から99件に変更(行為態様別の詳細は別添1を参照)
- その他の不適正処遇について【6件減少】
 - ・ 326件から320件に変更(行為態様別の詳細は別添2を参照)

<変更の理由>

- 追加の調査により新たに発見した事例【5件増加】
 - ・ 身体に対する不適切な実力行使

3件

・ その他の不適正処遇

2件

- 行為の件数の計上方法を整理した結果、時間的に近接した一連の行為 を1個の行為として評価することとなった事例【7件減少】
 - その他の不適正処遇

7 件

- 資料の精査により、該当する行為態様の分類を変更することが相当と 判断した事例【合計件数に影響せず。行為類型別の内訳の変更のみ】
 - 「その他の不適正処遇」から「身体に対する不適切な実力行使」に変更することが相当と判断した事例2件
 - ・ 「身体に対する不適切な実力行使」から「その他の不適正処遇」に 変更することが相当と判断した事例 1件

3 不適正処遇を目撃するなどしていた件数の変更【26件から35件に増加】

- 「身体に対する不適切な実力行使」の状況を現認したもの 14件
- 受刑者Xの負傷部位を確認せず、放置したもの

1 件

○ 「その他の不適正処遇」の状況を現認したもの

20件

※ 関係職員中13人が、他の関係職員の不適正処遇を目撃するなどしていた。 関係職員以外の5人の職員が、関係職員の不適正処遇を目撃するなどしていた。

第2 懲戒処分又は監督上の措置の対象とされた者の人数及び行為の件数

- 1 懲戒処分等の対象とされた者の人数【合計33人】
 - 行為者としての責任を負う者

22人

○ 監督者としての責任を負う者

8人

○ その他報告け怠等が認められた者

3 Д

2 懲戒処分等の対象とされた行為の件数【合計425件】

○ 身体に対する不適切な実力行使

99件

○ その他の不適正処遇

311件

- ※ 「その他の不適正処遇」と認定した320件のうち、9件については、行為の動機、経緯、態様等に鑑みて、事案が極めて軽微であり、懲戒処分等の対象とすることは相当でないと判断した。
- ※ 懲戒処分等の対象から除外した具体的な行為の態様及び件数
 - ・ 申出に対応しない、無視をする

1件

- ← 受刑者からの要求が正当性を欠くものであり、事案が軽微と認められたもの
- ・ 居室扉等を足で蹴ったり物でたたく

6 件

- ← つま先が軽く扉に触れる程度であるなど、事案が軽微と認められたもの
- ・ 不必要に居室扉を手でたたくなどして音を立てる 1件
 - ← 通風扉を開閉して被収容者の注意を促したにすぎず、事案が軽微と認められ たもの
- ・ 暴言以外の不適切な発言

1 件

- ← 正当性を欠く受刑者からの要求に対し、「いれねぇよ」などと応答したものであり、事案が軽微と認められたもの
- 「身体に対する不適切な実力行使」の状況を現認したもの 14件
- 受刑者Xの負傷部位を確認せず、放置したもの

1 件

※ 「その他の不適正処遇」の状況を現認しながら上司に報告しなかった20件については、現認した不適正処遇の態様が軽微であることから、懲戒処分等の対象とはせず、今後の対応に遺漏なきよう指導した。

第3 その他参考事項

職員別の不適正処遇の行為態様等の詳細は別添3のとおりであり、関係職員に対する懲戒処分等の詳細は別添4のとおりである。

以上

1 具体的な行為の態様

行為態様(身体に対する不適切な実力行使)	2/24件数	増	減	確定件数
手で顔をたたく、指で顔をはじく	15	1	-1	15
非接触型体温計で顔などをつつく、たたく	15	1		16
手や胸ぐらなどをつかんで引き寄せるなどする	11			11
食器口扉を閉めて手にぶつける・同扉を閉めて手を挟む	9			9
アルコールスプレーを顔面に噴射する	8	3		11
太ももなどを蹴る	6			6
手で手をたたく	5			5
洗剤などの液体を投げ掛ける	4			4
枕などを顔などに投げ当てる	4			4
ボールペンで顔などをたたく	3			3
タオルケットなどで顔などをたたく	3			3
新聞紙で腕などをたたく	2			2
手で肩をたたく	2			2
手をつねる	2			2
手で腰をたたくなどする	2			2
上記の複数の行為を連続して行ったもの	4			4
(合計)	95	5	-1	99

2 具体的な行為の態様

行為態様(その他の不適正処遇)	2/24件数	増	減	確定件数
申出に対応しない、無視をする	54	1	-5	50
暴行のふりをするなどして威嚇する	25		-1	24
物品を食器口から居室内に投げ入れる	24			24
土足での居室への立入り	21		-2	19
物品の提供をしない、必要もないのに引き上げる	20			20
職員が単独で居室扉を開扉する	20			20
物品の提供を妨害する、遅延させる	19			19
罵倒するような暴言を吐く	19			19
就寝時間帯の受刑者に嫌がらせ	19			19
報知器を作動させないようにする	12			12
居室扉等を足で蹴ったり物でたたく	11			11
暴言以外の不適切な発言	10			10
職員が単独で居室扉を開扉して土足で居室内に入る	9			9
中指を立てて挑発する	9	1		10
不必要に居室扉を手でたたくなどして音を立てる	8		-1	7
必要もないのに居室の照明を消す、明滅を繰り返す	7			7
申出の際に、土下座をさせる	6			6
居室内の物品を乱雑に扱う	4			4
スポーツドリンクを支給しない	3			3
不必要にラジオのスイッチを切る	3			3
発覚を免れるため、自己に不利益な申出をしないように促す	2			2
用便の申出を許可しない	2			2
使用済みマスクを支給する	2			2
わざとお茶を多く注いでこぼす	2			2
わざと配食時に食べ物に触れる	2			2
同僚に非接触型体温計でたたくよう促す		1		1
細かくちぎった新聞紙を居室内に入れる	1			1
身体に不適切に触る	1			1
土足で居室内へ立ち入り、物品をける	1			1
嫌がらせ目的で、食器口付近にアルコールスプレーを噴霧する	1			1
回覧新聞を規定時間読ませない	1			1
居室扉を仮錠の状態にする	1			1
薬(錠剤)を壁にこすりつけて、つぶそうとする	1			1
食器口から物品を居室内に投げ入れるふりをする	1			1
食器口のほこりを付着させた薬(錠剤)を服用させる	1			1
同僚に使用済みのマスクを入れるようそそのかす	1			1
不必要に指印用インクを付けさせ、服で拭い取らせる	1			1
廊下に直置きした布団を足で移動させる	1			1
薬袋に記載された文字を読ませ、からかう	1			1
(合計)	326	3	-9	320

3 関係職員行為態様別一覧表

- (1) 行為者別の不適正処遇の件数と懲戒処分等の対象とされた行為の件数
 - (注)空欄は「0」を示す。
 - (注)「傍観等」欄中の括弧書きは不適正処遇を行った行為者を示す。 例えば、受刑者X欄に「1(A5)」とあるのは「A5がXの身体に対する不適切な実力 行使を行っていたのを1回傍観したこと」を、受刑者X欄に「2(A2, A19)」とあるの は、「A2がXに不適切処遇を行っていたのを1回傍観し、A19がXに不適正処遇を行っていたのを1回傍観したこと(傍観した回数は合計2回であること)」をそれぞれ 示している。
 - (注) 「傍観等」の合計欄の括弧書きは、懲戒処分等の対象とした件数(身体に対する不適切な実力行使の状況を現認した件数等)を示す。
 - (注) 行為者横のアルファベットは、別添4中の被処分者等を示し、その右横は懲戒処分 等の対象とされた行為の件数を示す。

例えば、A 1 看守は、別添 4 では「A」と呼称されており、懲戒処分等の対象とされた行為の件数は、合計61件である。なお、この61件という数値は、①不適正処遇の確定件数(60件)から、②「問責不相当」欄記載の件数(極めて軽微な態様と認められた行為の件数)として1件を控除し、さらに、③「傍観等」欄記載の件数(身体に対する不適切な実力行使を傍観していた件数)として2件を加えることにより得られるものである。

(A1看守) A 61件

受刑者	行為態様	2/24件数	増	減	確定件数	問責不相当	傍観等
Х	身体に対する不適切な実力行使	13			13		1 (A5)
	その他の不適切処遇	44			44	-1	1 (A7)
V	身体に対する不適切な実力行使	1			1		
I	その他の不適切処遇	2			2		
7	身体に対する不適切な実力行使						1 (A21)
	その他の不適切処遇						
(合計	•)	60			60	-1	3 (2)

(A 2 看守) B 8 5 件

受刑者	行為態様	2/24件数	増	減	確定件数	問責不相当	傍観等
_	身体に対する不適切な実力行使	22	1		23		1 (A8)
_ ^	その他の不適切処遇	58		-1	57	-1	1 (A7)
7	身体に対する不適切な実力行使						1 (A21)
	その他の不適切処遇	4			4		
(合計	•)	84	1	-1	84	-1	3 (2)

(A3看守) C 50件

受刑者	行為態様	2/24件数	増	減	確定件数	問責不相当	傍観等
	身体に対する不適切な実力行使	27	2		29		1 (A5)
_ ^	その他の不適切処遇	22		-4	18	-1	
	身体に対する不適切な実力行使						
ī	その他の不適切処遇	2			2		
7	身体に対する不適切な実力行使						
	その他の不適切処遇	1			1		
(合計	-)	52	2	-4	50	-1	1(1)

(A4看守) H 41件

受刑者	行為態様	2/24件数	増	減	確定件数	問責不相当	傍観等
Y	身体に対する不適切な実力行使	4		-1	3		1 (A6)
^	その他の不適切処遇	32	1		33	-1	2 (A6)
V	身体に対する不適切な実力行使						
ı	その他の不適切処遇	4			4		
7	身体に対する不適切な実力行使						
	その他の不適切処遇	1			1		
(合計)	41	1	-1	41	-1	3(1)

(A5看守) D 9件

受刑者行為態様	2/24件数	増	減	確定件数	問責不相当	傍観等
身体に対する不適切な実力行使	6			6		1 (A1)
へ その他の不適切処遇	2			2		1 (A1)
(合計)	8			8		2(1)

(A6看守) F 18件

<u> </u>							
受刑者	行為態様	2/24件数	増	減	確定件数	問責不相当	傍観等
	身体に対する不適切な実力行使	5			5		
\ \ \	その他の不適切処遇	13			13		2 (A4)
(合計	-)	18			18		2

(A 7 看守) M 7件

受刑者行為態様	2/24件数	増	減	確定件数	問責不相当	傍観等
身体に対する不適切な実力行使						1 (A2)
^ その他の不適切処遇	7		-1	6		
(合計)	7		-1	6		1(1)

(A8看守) I 4件

受刑者行為態様	2/24件数	増	減	確定件数	問責不相当	傍観等
y 身体に対する不適切な実力行使	3			3		
^ その他の不適切処遇		1		1		2 (A2, A19)
(合計)	3	1		4		2

(A9看守) J 6件

	A 3 / - 11					
受刑者	行為態様	2/24件数	増	減	確定件数	問責不相当
	身体に対する不適切な実力行使	3			3	
X	その他の不適切処遇	3			3	
(合計)	6			6	

(A 1 0 看守) K 7 件

受刑者	行為態様	2/24件数	増	減	確定件数	問責不相当
	身体に対する不適切な実力行使	1			1	
^	その他の不適切処遇	6			6	
(合計)	7			7	

<u>(A11看守)</u> S 2件

受刑者	行為態様	2/24件数	増	減	確定件数	問責不相当
	身体に対する不適切な実力行使					
^	その他の不適切処遇	2			2	
(合計)	2			2	

(A12看守) E 18件

	<u> </u>					
受刑者	行為態様	2/24件数	増	減	確定件数	問責不相当
	身体に対する不適切な実力行使	4	2		6	
_ ^	その他の不適切処遇	13		-1	12	
(合計	·)	17	2	-1	18	

(A13看守) Q8件

	<u> </u>					
受刑者]仃為態悚	2/24件数	増	減	確定件数	問責不相当
	身体に対する不適切な実力行使					
_ ^	その他の不適切処遇	8			8	
(合計)	8			8	

(A14看守) R 5件

受刑者行為態様	2/24件数	増	減	確定件数	問責不相当
→ 身体に対する不適切な実力行使					
^ その他の不適切処遇	5			5	
(合計)	5			5	

(A15看守) P 8件

受刑者	行為態様	2/24件数	増	減	確定件数	問責不相当	傍観等
Х	身体に対する不適切な実力行使						
	その他の不適切処遇	10		-2	8	-1	1 (A2)
7	身体に対する不適切な実力行使						
	その他の不適切処遇	1			1		
(合計)	11		-2	9	-1	1

(A 1 6 看守) U 2件

受刑者行為態様	2/24件数	増	減	確定件数	問責不相当	傍観等
→ 身体に対する不適切な実力行使						1 (A21)
' その他の不適切処遇	1			1		
(合計)	1			1		1 (1)

(A17主任看守) N 22件

受刑者行為態様	2/24件数	増	減	確定件数	問責不相当
🗸 身体に対する不適切な実力行使					
^ その他の不適切処遇	22			22	
(合計)	22			22	

(A18看守) T 2件

受刑者行為態様	2/24件数	増	減	確定件数	問責不相当	傍観等
身体に対する不適切な実力行使						1 (A6)
^ その他の不適切処遇	4			4	-3	2 (A4, A6)
(合計)	4			4	-3	3(1)

(A19看守) O 9件

受刑者行為態様	2/24件数	増	減	確定件数	問責不相当
身体に対する不適切な実力行使					
^ その他の不適切処遇	9			9	
(合計)	9			9	

(A20看守部長) I 6件

(A 2	. 0 有 引 即 交 / 0 什						
受刑者	計行為態様	2/24件数	増	減	確定件数	問責不相当	傍観等
	身体に対する不適切な実力行使	1			1		
_ '	その他の不適切処遇	1	1		2		2 (A21)
7	身体に対する不適切な実力行使						
	その他の不適切処遇	3			3		
(合計	 	5	1		6		2

(A21看守) G 50件

受刑者	行為態様	2/24件数	増	減	確定件数	問責不相当	傍観等
V	身体に対する不適切な実力行使	3			3		1 (A20)
Ī	その他の不適切処遇	29			29		1 (A20)
7	身体に対する不適切な実力行使	2			2		
	その他の不適切処遇	16			16	-1	
(合計	•)	50			50	-1	2(1)

(A22看守) c 1件

受刑者行為態様	2/24件数	増	減	確定件数	問責不相当	傍観等
、 身体に対する不適切な実力行例	Ę					1 (A2)
その他の不適切処遇						
(合計)						1(1)

(A23看守) V 1件

	-					
受刑者	行為態様	2/24件数	増	減	確定件数	問責不相当
V	身体に対する不適切な実力行使					
Ţ	その他の不適切処遇	1			1	
(合計)	1			1	

(傍観者:看守) d 2件

	ノフ ドル							
受	刑者	行為態様	2/24件数	増	減	確定件数	問責不相当	傍観等
	v	身体に対する不適切な実力行使						2 (A2)
	^	その他の不適切処遇						2 (A2, A4)
(合計)						4 (2)

(傍観者:看守) e 1件

<u> </u>						
受刑者行為態様	2/24件数	増	減	確定件数	問責不相当	傍観等
、 身体に対する不適切な実力行使						1 (A1)
^ その他の不適正処遇						1 (A1)
(合計)						2(1)

(傍観者:看守)

受刑者	行為態様	2/24件数	増	減	確定件数	問責不相当	傍観等
	身体に対する不適切な実力行使						
^	その他の不適正処遇						1 (A4)
(合計	-)						1

(傍観者:看守)

受刑者	行為態様	2/24件数	増	減	確定件数	問責不相当	傍観等
V	身体に対する不適切な実力行使						
Ī	その他の不適正処遇						1 (A21)
(合計	-)						1

(2) 不適正処遇の確定総件数と懲戒処分等の対象とされた行為の総件数

4		行為態様	2/24件数 増 減 確定件数 問責不		問責不相当	傍観等		
		身体に対する不適切な実力行使	95	5	-1	99		15
	全体	その他の不適切処遇	326	3	-9	320	-9	20
		(合計)	421	8	-10	419	-9	35 (15)

懲戒処分等の対象とされた行為の総件数

令和5年4月28日

法曹記者クラブ 御中 名古屋司法記者クラブ幹事社 御中

法務省矯正局名古屋矯正管区

職員に対する懲戒処分等について

本日、名古屋刑務所職員による暴行・不適正処遇事案について、下記のとおり懲戒 処分等を行いましたのでお知らせします。

記

第1 処分発令日及び措置日令和5年4月28日(金)

第2 処分及び措置内容

- 1 被処分者及び処分内容
 - (1) 法務事務官(看 守) A(25歳·男) 停職6月
 - (2) 法務事務官(看 守) B(22歳·男) 停職6月
 - (3) 法務事務官(看 守) C(25歳·男) 停職6月
 - (4) 法務事務官(看 守) D(23歳·男) 停職3月
 - (5) 法務事務官(看 守) E(29歳·男) 停職3月
 - (6) 法務事務官(看 守) F(25歳·男) 停職3月
 - (7) 法務事務官(看 守)G(30歳·男) 停職3月
 - (8) 法務事務官(看 守) H(21歳·男) 停職3月
 - (9) 法務事務官(看 守) I (27歳·男) 停職2月
 - 10) 法務事務官(看 守) J(23歳·男) 停職2月
 - (11) 法務事務官(看 守) K(21歳·男) 減給3月100分の20
 - 12 法務事務官(看守部長) L(37歳·男) 減給3月100分の20
 - (13) 法務事務官(看 守) M(21歳·男) 減給3月100分の20
- 2 被措置者及び措置内容
 - (1) 行為者としての責任を負う者について
 - ア 法務事務官(主任看守 N(38歳・男) 訓告
 - イ 法務事務官(看 守) O(25歳・男) 訓告
 - ウ 法務事務官(看 守)P(27歳・男) 訓告
 - 工 法務事務官(看 守)Q(38歳·男) 訓告

- 才 法務事務官(看 守)R(25歳·男) 厳重注意
- カ 法務事務官(看 守)S(31歳·男) 厳重注意
- キ 法務事務官(看 守)T(23歳・男) 厳重注意
- ク 法務事務官(看 守) U(26歳・男) 厳重注意
- ケ 法務事務官(看 守) V(27歳・男) 注意
- (2) 監督者としての責任を負う者について
 - ア 名 古 屋 刑 務 所 長 中田 学司(59歳・男) 厳重注意
- イ 前 名 古 屋 刑 務 所 長 平良 敦志 (59歳・男) 厳重注意

(現東京拘置所長)

- ウ 前名古屋刑務所処遇部長 (55歳・男) 厳重注意
- 工 前名古屋刑務所処遇首席 (51歳・男) 訓告
- 才 名古屋刑務所処遇次席 (46歳·男) 訓告
- カ 前名古屋刑務所処遇次席 (51歳・男) 厳重注意
- キ 前名古屋刑務所上席統括矯正処遇官 a (49歳・男) 訓告
- ク 前名古屋刑務所統括矯正処遇官 b (41歳・男) 訓告
- (3) その他報告け怠等が認められた者について
 - ア 法務事務官(看 守) c (22歳・男) 注意
 - イ 法務事務官(看 守) d (24歳・男) 注意
- ウ 法務事務官(看 守) e (26歳·男) 注意

第3 処分及び措置を行った理由

- 1 処分理由
 - (1) A看守について

被処分者は、その職務を行うに当たり、

- ア 令和4年6月27日から同年8月22日までの間、名古屋刑務所に拘禁されていた懲役受刑者X又は懲役受刑者Yに対し、14回にわたり暴行を加え、うち1回については、同Xに対し、居室食器口から右手を差し入れ、同Xの着衣をつかんで引き寄せ、その額を居室内の視察窓等に衝突させるなどしたことにより、同Xに全治までに5日を要する左眼挫創の傷害を負わせ、
- イ 同年6月23日から同年8月22日までの間、同X、同Y又は懲役受刑者 Zに対し、47回にわたり不適正な処遇等を行った ものである。
- (2) B看守について

被処分者は、その職務を行うに当たり、

- ア 令和4年6月18日から同年8月22日までの間、名古屋刑務所に拘禁されていた懲役受刑者Xに対し、23回にわたり暴行を加え、
- イ 同年6月14日から同年8月21日までの間、同X又は懲役受刑者Zに対し、62回にわたり不適正な処遇等を行った

ものである。

(3) C看守について

被処分者は、その職務を行うに当たり、

- ア 令和4年6月17日から同年8月11日までの間、名古屋刑務所に拘禁されていた懲役受刑者Xに対し、29回にわたり暴行を加え、
- イ 同年4月25日から同年8月14日までの間、同X、懲役受刑者Y又は懲役受刑者Zに対し、21回にわたり不適正な処遇等を行ったものである。
- (4) D看守について

被処分者は、その職務を行うに当たり、

- ア 令和4年6月4日から同年8月6日までの間、名古屋刑務所に拘禁されていた懲役受刑者Xに対し、6回にわたり暴行を加え、
- イ 同年7月30日から同年8月6日までの間、同Xに対し、3回にわたり不 適正な処遇等を行った

ものである。

(5) E看守について

被処分者は、その職務を行うに当たり、

- ア 令和4年3月12日から同年5月19日までの間、名古屋刑務所に拘禁されていた懲役受刑者Xに対し、6回にわたり暴行を加え、
- イ 令和3年11月12日から同4年5月24日までの間、同Xに対し、12回にわたり不適正な処遇を行った

ものである。

(6) F看守について

被処分者は、その職務を行うに当たり、

- ア 令和4年6月17日から同年8月21日までの間、名古屋刑務所に拘禁されていた懲役受刑者Xに対し、5回にわたり暴行を加え、
- イ 同年7月24日から同年8月21日までの間、同Xに対し、13回にわたり不適正な処遇を行った

ものである。

(7) G看守について

被処分者は、その職務を行うに当たり、

ア 令和4年5月17日から同年8月22日までの間、名古屋刑務所に拘禁さ

れていた懲役受刑者Y又は懲役受刑者Zに対し、5回にわたり暴行を加え、

イ 同年3月30日から同年9月1日までの間、同Y又は同Zに対し、45回にわたり不適正な処遇等を行った

ものである。

(8) H看守について

被処分者は、その職務を行うに当たり、

- ア 令和4年6月13日から同年8月16日までの間、名古屋刑務所に拘禁されていた懲役受刑者Xに対し、6回にわたり暴行又は陵辱・加虐の行為をし、
- イ 同年6月13日から同年8月21日までの間、同X、懲役受刑者Y又は懲 役受刑者Zに対し、35回にわたり不適正な処遇等を行った ものである。
- (9) I 看守について

被処分者は、その職務を行うに当たり、

- ア 令和4年7月17日から同年8月6日までの間、名古屋刑務所に拘禁されていた懲役受刑者Xに対し、3回にわたり暴行を加え、
- イ 同年7月25日、J看守に対し、同Xに対し不適正な処遇を行うよう促した

ものである。

(10) 「看守について

被処分者は、その職務を行うに当たり、

- ア 令和4年7月24日から同月25日までの間、名古屋刑務所に拘禁されていた懲役受刑者Xに対し、3回にわたり暴行を加え、
- イ 同年7月24日、同Xに対し、3回にわたり不適正な処遇を行った ものである。
- (11) K看守について

被処分者は、その職務を行うに当たり、

- ア 令和4年8月19日、名古屋刑務所に拘禁されていた懲役受刑者Xに対し、 1回暴行を加え、
- イ 同年3月13日から同年8月19日までの間、同Xに対し、6回にわたり 不適正な処遇を行った

ものである。

(12) L看守部長について

被処分者は、その職務を行うに当たり、

- ア 令和4年5月30日、名古屋刑務所に拘禁されていた懲役受刑者Yに対し、 1回暴行を加え、
- イ 同年4月5日から同年8月3日までの間、同Y又は懲役受刑者Zに対し、

5回にわたり不適正な処遇を行った ものである。

(13) M看守について

被処分者は、その職務を行うに当たり、

- ア 令和4年3月13日、名古屋刑務所に拘禁されていた懲役受刑者Xに対し、 4回にわたり、陵辱・加虐の行為をし、
- イ 同年7月13日から同年8月14日までの間、同Xに対し、3回にわたり 不適正な処遇等を行った

ものである。

2 措置を行った理由

(1) 行為者としての責任を負う者について

ア N主任看守について

被措置者は、その職務を行うに当たり、令和4年7月13日から同年8月22日までの間、名古屋刑務所に拘禁されていた懲役受刑者Xに対し、22回にわたり不適正な処遇を行ったものである。

イ 〇看守について

被措置者は、その職務を行うに当たり、令和4年7月16日から同年8月4日までの間、名古屋刑務所に拘禁されていた懲役受刑者Xに対し、9回にわたり不適正な処遇を行ったものである。

ウ P看守について

被措置者は、その職務を行うに当たり、令和4年8月2日から同月15日までの間、名古屋刑務所に拘禁されていた懲役受刑者X又は懲役受刑者Zに対し、8回にわたり不適正な処遇を行ったものである。

エ Q看守について

被措置者は、その職務を行うに当たり、令和4年3月4日から同年5月23日までの間、名古屋刑務所に拘禁されていた懲役受刑者Xに対し、8回にわたり不適正な処遇を行ったものである。

オ R看守について

被措置者は、その職務を行うに当たり、令和4年5月22日、名古屋刑務 所に拘禁されていた懲役受刑者Xに対し、5回にわたり不適正な処遇を行っ たものである。

カ S看守について

被措置者は、その職務を行うに当たり、令和4年7月28日、名古屋刑務 所に拘禁されていた懲役受刑者Xに対し、2回にわたり不適正な処遇を行っ たものである。

キ T看守について

被措置者は、その職務を行うに当たり、令和4年8月20日、名古屋刑務 所に拘禁されていた懲役受刑者Xに対し、2回にわたり不適正な処遇等を行ったものである。

ク U看守について

被措置者は、その職務を行うに当たり、令和4年5月26日及び同年6月9日、名古屋刑務所に拘禁されていた懲役受刑者Yに対し、2回にわたり不適正な処遇等を行ったものである。

ケ V看守について

被措置者は、その職務を行うに当たり、令和4年5月21日、名古屋刑務 所に拘禁されていた懲役受刑者Yに対し、1回不適正な処遇を行ったもので ある。

(2) 監督者としての責任を負う者について

ア 中田所長について

被措置者は、令和4年4月1日付けで名古屋刑務所長に異動となり、施設の最高責任者として同所に所属する職員を指導監督する立場にあったものであるが、所属職員に対する指導監督に十全を欠いた結果、A看守が、同所に拘禁されていた懲役受刑者Xに対してじゃっ起した暴行・傷害事案を始め、同月頃から同年9月頃までの間にA看守を含む22名の職員が、同Xを含む3名の受刑者に対しそれぞれ暴行、陵虐・加虐又は不適正処遇に及んだ事案の発生を未然に防止することができなかったものである。

イ 平良前所長について

被措置者は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間、名古屋 刑務所において施設の最高責任者として同所に所属する職員を指導監督する 立場にあったものであるが、所属職員に対する指導監督に十全を欠いた結果、 M看守が、同所に拘禁されていた懲役受刑者Xに対してじゃっ起した陵虐・ 加虐事案を始め、令和3年11月頃から令和4年3月頃までの間にM看守を 含む5名の職員が、同Xを含む2名の受刑者に対しそれぞれ暴行、陵虐・加 虐又は不適正処遇に及んだ事案の発生を未然に防止することができなかった ものである。

ウ 前処遇部長について

被措置者は、令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間、名古屋 刑務所処遇部長として同所処遇部に所属する職員を指導監督する立場にあっ たものであるが、所属職員に対する指導監督に十全を欠いた結果、A看守が、 同所に拘禁されていた懲役受刑者Xに対してじゃっ起した暴行・傷害事案を 始め、令和3年11月頃から令和4年9月頃までの間にA看守を含む22名 の職員が、同Xを含む3名の受刑者に対しそれぞれ暴行、陵虐・加虐又は不 適正処遇に及んだ事案の発生を未然に防止することができなかったものである。

エ 前処遇首席について

被措置者は、令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間、名古屋 刑務所処遇部首席矯正処遇官(処遇担当)として同所処遇部処遇部門に所属 する職員を指導監督する立場にあったものであるが、所属職員に対する指導 監督に十全を欠いた結果、A看守が、同所に拘禁されていた懲役受刑者Xに 対してじゃっ起した暴行・傷害事案を始め、令和3年11月頃から令和4年 9月頃までの間にA看守を含む22名の職員が、同Xを含む3名の受刑者に 対しそれぞれ暴行、陵虐・加虐又は不適正処遇に及んだ事案の発生を未然に 防止することができなかったものである。

オ 処遇次席について

被措置者は、令和4年4月1日付けで名古屋刑務所処遇部次席矯正処遇官に異動となり、同所処遇部首席矯正処遇官(処遇担当)を補佐し、同所処遇部処遇部門に所属する職員を指導監督する立場にあったものであるが、所属職員に対する指導監督に十全を欠いた結果、A看守が、同所に拘禁されていた懲役受刑者Xに対してじゃっ起した暴行・傷害事案を始め、同月上旬頃から同年9月頃までの間にA看守を含む22名の職員が、同Xを含む3名の受刑者に対しそれぞれ暴行、陵虐・加虐又は不適正処遇に及んだ事案の発生を未然に防止することができなかったものである。

カ 前処遇次席について

被措置者は、令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間、名古屋 刑務所処遇部次席矯正処遇官として、同所処遇部首席矯正処遇官(処遇担当) を補佐し、同所処遇部処遇部門に所属する職員を指導監督する立場にあった ものであるが、所属職員に対する指導監督に十全を欠いた結果、M看守が、 同所に拘禁されていた懲役受刑者Xに対してじゃっ起した陵虐・加虐事案を 始め、令和3年11月頃から令和4年3月頃までの間にM看守を含む5名の 職員が、同Xを含む2名の受刑者に対しそれぞれ暴行、陵虐・加虐又は不適 正処遇に及んだ事案の発生を未然に防止することができなかったものである。

キ a 上席統括について

被措置者は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間、名古屋 刑務所処遇部統括矯正処遇官として、令和3年4月1日から令和5年3月3 1日までの間、同所処遇部上席統括矯正処遇官として、同所処遇部処遇部門 において、同所単独棟に所属する職員等を指導監督する立場にあったもので あるが、所属職員に対する指導監督に十全を欠いた結果、A看守が、同所に 拘禁されていた懲役受刑者Xに対してじゃっ起した暴行・傷害事案を始め、 令和3年11月頃から令和4年9月頃までの間にA看守を含む22名の職員が、同Xを含む3名の受刑者に対しそれぞれ暴行、陵虐・加虐又は不適正処遇に及んだ事案の発生を未然に防止することができなかったものである。

ク b 統括について

被措置者は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間、名古屋 刑務所処遇部統括矯正処遇官として同所処遇部処遇部門において、同所単独 棟に所属する職員等を指導監督する立場にあったものであるが、所属職員に 対する指導監督に十全を欠いた結果、A看守が、同所に拘禁されていた懲役 受刑者Xに対してじゃっ起した暴行・傷害事案を始め、令和4年4月上旬頃 から同年9月頃までの間にA看守を含む22名の職員が、同Xを含む3名の 受刑者に対しそれぞれ暴行、陵虐・加虐又は不適正処遇に及んだ事案の発生 を未然に防止することができなかったものである。

(3) その他報告け怠等が認められた者について

ア c看守について

被措置者は、令和4年8月21日、B看守が、名古屋刑務所に拘禁されていた懲役受刑者Xに対し暴行に及んだ場面を現認したにもかかわらず、上司への報告を怠ったものである。

イ d看守について

被措置者は、令和4年7月31日、B看守が、名古屋刑務所に拘禁されていた懲役受刑者Xに対し暴行に及んだ場面を現認したにもかかわらず、上司への報告を怠ったものである。

ウ e看守について

被措置者は、令和4年8月22日、A看守から、名古屋刑務所に拘禁されていた懲役受刑者Xについて、左目の瞼付近を負傷しているが放置するよう引継ぎを受けたまま、Xの負傷部位を十分に確認せず、上司への報告も怠ったものである。

第4 参考事項

- 1 本日、名古屋刑務所司法警察職員において、
 - ・ 被処分者Aについて、前記第3の1(1)ア記載の行為を特別公務員暴行陵虐罪 及び同致傷罪で、
 - ・ 被処分者Bから同Mまでの12名について、前記第3の1(2)から(13)までの各 ア記載の行為を特別公務員暴行陵虐罪で、

それぞれ名古屋地方検察庁検察官に事件送致した。

2 本日付けで、被処分者AからCまでの3名について、辞職を承認した。

第5 コメント

1 矯正局長コメント(花村 博文(はなむら ひろふみ))

名古屋刑務所の多数の職員が、拘禁中の受刑者に対し暴行等の不適正処遇に及んだことは、矯正行政に対する信用を著しく失墜させたものであって誠に遺憾であり、被害者を始め関係する皆様方に深くお詫び申し上げます。

矯正局としましては、二度とこのような事案を起こさぬよう、名古屋刑務所職員による暴行・不適正処遇事案に係る第三者委員会の御議論等を踏まえ、再発防止の徹底を図ってまいりたいと考えております。

2 名古屋矯正管区長コメント(木村 寛一(きむら かんいち))

管下名古屋刑務所の多数の職員が、このような事案をじゃっ起したことは、誠に遺憾であり、被害者を始め関係する皆様方に、深くお詫び申し上げます。

当管区としましては、再発防止の徹底を図り、失った信頼の回復と厳正な服務規律の保持に努めてまいります。

3 名古屋刑務所長コメント(中田 学司(なかた がくじ))

今般、当所所属の職員が、このような事案をじゃっ起したことにより、処分を 受けました。

施設の最高責任者として慚愧に堪えず、改めて責任を痛感するとともに被害者を始め関係する皆様方に心からお詫び申し上げます。

当所としましては、職員研修等のあらゆる機会を通じ、適正な職務執行を徹底 するよう繰り返し指導するなどして、失った信頼の回復に職員一同全力で努めて まいります。

【連絡先】

法務省矯正局 取材対応者

総務課長 細 川 隆 夫

電話 03-3592-7591(直) 03-3580-4150(直)

名古屋矯正管区

取材対応者

第一部長 中 間 篤 則

総務課長 薊 埋世子

電話 052-971-5961(代)